

【新型コロナウイルス感染症に対する本校の対応方針】

香川高等専門学校 新型コロナウイルス感染症対策本部  
 令和4年1月14日制定  
 令和4年1月1日改定

香川県対策レベル	(1)感染予防対策期	(2)感染警戒対策期	(3)感染拡大防止対策期	(4)緊急事態対策期	(5)非常事態対策期
本校の対応	国の分類：レベル0	国の分類：レベル1	国の分類：レベル2	国の分類：レベル3	国の分類：レベル4
授業	○感染防止対策を講じたうえで、Microsoft365の授業補助機能等も有効に活用しながら面接授業(*)を実施 なお、登校に強い不安を感じる学生は、学務課・学生課に相談				
登校	○屋外でのマスク着用は原則不要（人との距離（めやす2m）が保てず会話をする場合は着用すること）、屋内ではマスク着用（距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除く）		○校内では必ずマスク着用		
	○事前に健康状態の確認（検温等） ○適宜玄関等に設置してあるアルコール消毒液での消毒 ○発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がある場合、濃厚接触者に特定された家族に発熱や風邪症状等がある場合は登校しない 登校再開後に「新型コロナウイルスに係る欠席届」を提出（5日を超えて休む場合は医師の診断書又は薬剤情報提供書等の添付が必要） <<登校再開及び学生寮へ帰寮について>> 発熱や風邪症状等が見られた場合は、消退後24時間は登校を控える。また、学生寮への帰寮は、消退後48時間は帰寮を控える。				
課外活動	○県内外での宿泊を伴う活動は十分に検討 【感染症対策チェック表（部活動宿泊編）】を参照のこと <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/33195/shukuhakucheck.pdf">https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/33195/shukuhakucheck.pdf</a>	○県外高校等との練習試合は慎重に検討 ○県内外での宿泊を伴う活動は慎重に検討	○原則、県外高校等との交流（練習試合・合同練習等）は禁止 ○原則、県内外での宿泊を伴う活動は禁止	○原則、県外高校等との交流（練習試合・合同練習等）は禁止 ○県内の学校との練習試合を含めた交流は可（1日1校に限る）、昼食を挟む活動は認めない ○原則、県内外での宿泊を伴う活動は禁止	
	○「まん延防止等重点措置区域」及び「緊急事態措置区域」との交流は禁止 ○公式大会への参加は可 ○帰県後14日間の行動記録				
学会参加 学外での研究活動	○必要性、規模、活動場所、感染防止策が徹底されているか等を踏まえ参加の可否を十分に検討 ○参加を辞退することにより単位の取得等、学業に影響を与えるものについては、事前に学校の判断を仰ぐ				
就職活動	キャリアサポートセンター及び各学科長が行う相談・指導等に関する以下の参加等について、状況に応じて随時各々の指示に従う ○採用活動に直結する個別企業説明会等：事前にメールでキャリアサポートセンターに連絡（担任等に連絡・相談） ○多くの企業が参加する合同企業説明会、セミナー：参加の可否を十分に検討、事前にメールでキャリアサポートセンターに連絡（担任等に連絡・相談） ○就職活動で県外へ行く場合：事前にメールでキャリアサポートセンターに連絡（担任等に連絡・相談）				
図書館	○通常開館（一般開放については各キャンパス図書館ホームページを参照）				
学生寮	○寮での感染予防対策9項目の徹底（1.居室の個室化対応 2.居室に立入る場合のルールを設定 3.寮内での手洗い・手指消毒の徹底 4.寮内でのマスク常時着用の徹底 5.飛沫防止パーティションの食堂テーブルへの設置 6.入浴時間割制による密集回避の徹底 7.室内換気の徹底 8.隔離室の確保 9.共用スペース・用具の適切な消毒の徹底）				
日本国内での往来	①出張、帰省や旅行等、県外との往来は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止対策を徹底 ②「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」への不要不急の移動は、自粛（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③発熱等症状がある場合は、県内外を問わず、出張、帰省や旅行等を控える	○左記①②③の対策の徹底 ■1香川県が「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ○左記①②③の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○不要不急の県外移動、特に緊急事態措置区域との往来は自粛（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く）	○左記①②③の対策の徹底 ■香川県が「まん延防止等重点措置区域」となった場合 左記■1の対策と同様 ■香川県が「緊急事態措置区域」となった場合 ○左記①②③の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛 ○不要不急の出張、帰省や旅行等の県外の往来は極力控える		
	○「まん延防止等重点措置区域」及び「緊急事態措置区域」に移動した場合は、帰県後14日間の行動記録		○県外に移動した場合は、帰県後14日間の行動記録		
海外渡航	○外務省海外安全ホームページで①～③を確認し判断 <a href="https://www.anzen.mofa.go.jp">https://www.anzen.mofa.go.jp</a> （PC・スマートフォン版） <a href="http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp">http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp</a> （モバイル版） ①感染症危険情報 レベル1：十分に注意 レベル2：不要不急の渡航は不可 レベル3以上：渡航不可 ②危険情報 レベル1：十分に注意 レベル2以上：渡航不可 ③『新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置』により渡航する国の最新の情報を十分に確認 ○事前に「海外渡航届」を必ず学校に提出 ※学生は学務課・学生課、教職員は総務係・庶務係 ○帰国した際は、速やかに学校に帰国の連絡をし（上記※）、14日間は体温を測るなど健康管理を行い、発熱等の風邪症状が見られる場合は速やかに学校に連絡（上記※）				
日常生活	○「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底 ○「かがわ安心飲食認証店」など感染対策が徹底された飲食店等を利用 ○会食の際には大声を出さないことや「マスク会食」、座席の確保、換気などの三密回避を徹底		○毎日起床時及び夕食後に体温測定し、体温と健康状態等を記録 ○外出時にはマスク着用 ○多人数での会食を控える ○時短要請された時間以降は、飲食店等の利用を厳に控える		
	○屋外でのマスク着用は原則不要（人との距離（めやす2m）が保てず会話をする場合は着用すること）、屋内ではマスク着用（距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除く）				

(\*)文部科学省通知（令和2年3月24日「大学等の授業の開始等について」、令和2年6月5日「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」等）における用語使用に基づき、「学生が通学する形で行われる対面での授業」を「面接授業」と表記